

糸満市放課後児童クラブ運営仕様書

1 事業の目的

放課後児童クラブは、小学校に就学している子どもを対象に、放課後の時間帯において、適切な遊び及び生活の場を提供し、子どもの「遊び」及び「生活」を支援することを通して、子どもの健全育成を図ることを目的とする事業である。

2 基本方針

(1) 事業内容等

「糸満市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」等、関係法令、通知等を遵守し、本市の放課後児童健全育成事業の充実に努めること。ただし、スポーツクラブや塾等を主たる目的とするものは認められない。

(2) 施設整備・運営に当たり適合すべき基準

次の法令等を遵守すること。

- ① 児童福祉法(昭和 22 年法律第 67 号)
- ② 放課後児童クラブ運営指針(こども家庭庁策定)
- ③ 放課後児童健全育成事業実施要綱(こども家庭庁策定)
- ④ 糸満市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 26 年糸満市条例第 35 号)
- ⑤ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和 6 年法律第 69 号)
- ⑥ その他児童クラブに関する法律、市の遵守規定等

3 募集校区

校区	支援単位	備考
①糸満小学校区および 糸満南小学校区	1	主に両小学校区の児童の受け入れを可能とする。
②西崎小学校区	1	西崎小学校区の児童の受け入れを原則とし、定員に空きがある場合は周辺校区の待機状況を見て受け入れること。 ※西崎小学校以外の受け入れ校区は市と協議を行う。

4 定員

1 支援単位（事業所ごと） おおよそ40名とする。

※支援単位とは、児童の集団の規模のこと。

5 開所時期

令和9年4月1日

6 運営の基準

（1）事業の実施体制（職員等）

放課後児童クラブの運営事業者は、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員（基準条例第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したもの）を置かなければならない（「みなし支援員※1」も認める。）。ただし、そのうち1人は、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者）に代えることができる。なお、開所時間を通じて本配置基準を満たすこと。

（2）対象児童

当該小学校区に居住している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいない児童とする。

（3）開所日及び開所時間

《開所日》

開所日は、1年につき250日以上とし、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況を考慮して定めること。

《開所時間》

①平日（月曜日から金曜日）

原則3時間以上開所とする。ただし、放課後の時間帯に家庭保育を行えない家庭の児童に対して、遊びや生活の場を提供することを満たせる時間の開所であること。

②土曜日、長期休業日

原則8時間以上開所とする。ただし、学校休業日に家庭保育を行えない家庭の児童に対して、遊びや生活の場を提供することを満たせる時間の開所であること。

(4) 入所手続き

入所申込みの受付、入所判定の決定等は、運営事業者が実施すること。ただし、市が設定する申込み期間内に、運営事業者が入所申込みの受付を行い、より保育を必要とする児童が利用できるよう入所選考審査・入所判定に努めること。また、保護者から入所選考に係るお問合せがある場合には、丁寧に説明するとともに、適切に対応すること。

(5) 安全対策及び保険加入

①事業者は、児童及び放課後児童支援員等に適切かつ安全に教育を行うとともに、発生した事故事例や事故につながりそうな事例の情報を収集し、分析を行うなどして事故防止に努めること。

②児童及び放課後児童支援員を対象とした傷害保険や賠償責任保険等の必要な損害保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は速やかに賠償を行うこと。

(6) こども性暴力防止及び虐待防止等の安全措置

事業者は、児童に対する性暴力や虐待を未然に防止し、児童の心身の安全を確保するため、防止マニュアルの策定および全従事者への周知を行うこと。また、採用時の適格性確保や定期的な研修の実施に努めるとともに、万が一の事案発生時やその疑いがある場合には、直ちに本市へ報告し関係機関と連携して迅速に対応できる体制を構築すること。

(7) 利用料及び保育料等

事業者は、事業を実施するために、保護者から保育料及び利用料を徴収することができる。事業者は、保育料及び利用料を設定又は変更するときは、あらかじめ市と協議しなければならない。ただし、行事等の活動等に伴う実費徴収についてはその限りでない。

(8) 保護者との信頼関係の構築

保護者との情報共有を図るとともに、意見、要望を聴く機会を設けること。

(9) 特別な配慮が必要な児童の受け入れ

障害のあるこども(医療的ケアを必要とするこどもを含む)については、地域社会で生活する平等の権利の享受と、包容・参加(インクルージョン)の考え方に立ち、こども同士が生活を通して共に成長できるよう、障害のあるこどもも放課後児童クラブを利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努めること。

(10) 学校、地域及び市、市内児童クラブとの連携

学校との情報交換・連携を密にし、学校の状況、児童の状況を常に把握するよう努めること。また、地域住民、関係機関との連携を図り、情報公開・情報共有に努めること。さらに、市及び市内児童クラブと連携し事業の質の向上に努めること。

(11) 防災・防犯対策及び緊急時の対応

事業者は、災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に（少なくとも年2回以上）訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておくこと。また、外部からの不審者等の侵入防止の為の措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。

(12) 事業内容向上への取組

①責任者の役割

ア 事業者は、運営管理の責任者を定め、その役割と責任を明らかにすること。

イ 運営管理の責任者は、放課後児童クラブの運営状況の全体を把握し、学校や地域の関係機関・団体との連携を図る役割を果たすよう努めること。

②研修

事業者は、放課後児童支援員等の資質向上を図るため、研修の機会を確保し、その参加を保障すること。

③運営内容の評価と改善

ア 事業者は、事業内容について定期的に自己評価を行い、自ら事業内容向上に向けた取り組みを進めること。

イ 事業内容向上への取り組みには、利用者である子どもや保護者等の意見を取り入れることや、外部からの客観的評価（評議員等）を取り入れる等した上で、事業内容改善への取り組みの成果を公表するよう努めること。

ウ 評価の結果については、職員間で共有し、改善の方向性を検討して事業内容の向上に活かすこと。

7 運営管理

(1) 適正な会計管理・情報公開

① 保護者負担金等の徴収、管理及び執行にあたっては、定期的な検査や決算報告を行い、適正な会計管理を行うこと。

② 放課後児童クラブを利用しようとする者が、円滑に利用できるよう、事業内容に

関する情報の提供を行うこと。

- ③ 決算後、経費の分析を行い、今後の運営を見直すなど、安定的な運営と保護者の負担軽減に努めること。

(2) 要望・苦情への対応

- ① 要望や苦情の受付窓口をこどもや保護者に周知するとともに、対応の手順や体制を整備し、迅速な対応を図ること。
- ② 要望や苦情の内容や対応について記録を作成し、対応については職員間で共有し、事業内容の向上に活かすこと。

8 設備の基準

- (1) 事業実施施設（建物）は、建築基準法（昭和25年法律第201号）の新耐震基準を満たしていること。建物が昭和56年5月31日以前に建築確認を受けている場合は、耐震調査を実施し問題がないもの、または耐震補強済みのものであること。

- (2) 消防法（昭和23年法律第186号）、その他関係法令の要件を遵守していること。

- (3) 専用区画面積は、児童1人あたり1.65㎡を確保すること。

※専用区画とは、児童クラブ全体の面積からトイレ、事務室、キッチン、静養室等の施設やランドセルロッカー、下駄箱等の設備を除いた、児童の遊びや生活の場専用の面積をいう。

※ロッカーは2㎡、事務室は3.6㎡として算出するものとする。

- (4) 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

- (5) 児童クラブ内は、できるだけ児童の様子を見渡すことができる配置とすること。

- (6) 障がい児の受け入れに対応した施設とすることが望ましい。

9 実施状況等の報告

事業者は、事業の運営費補助金等に係る書類について、市が定める期日までに提出し、審査を受けなければならない。

1 0 事故の取扱い

(1) 事業者は、本事業実施中における事故の防止に努めるとともに、事故が発生した場合は、必要な措置を取り、速やかに市に報告すること（※保険等に参加し対策をとること。）

(2) 市は、本事業実施中における事故については一切責任を負わない。

1 1 届出等

開所にあたっては、事前に「糸満市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」に基づく届出をすること。

1 2 その他

この運営仕様書に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は本市のことも未来課と協議の上、決定するものとする。